

無線通信アドバイザーグループ 第 32 回会合報告書(案)

令和7年 7 月
日本代表団

2025 年 4 月 RAG-32 会合報告書

【会合名称】 ITU 無線通信アドバイザーグループ(RAG)第 32 回会合
【会 期】 2025 年4月 14 日(月)~17 日(木)
【開催場所】 ITU 本部／電子会議(Zoom)によるハイブリッド会合
【概 要】

無線通信アドバイザーグループ(RAG:Radiocommunication Advisory Group)は、ITU 条約第 11A 条に規定された会合であり、世界無線通信会議(WRC)の準備や無線通信総会(RA)、ITU-R 研究委員会(SG:Study Group)に関する計画、運営、財政事項等について検討し、その結果を無線通信局(BR)局長に提示することを任務としている。

RAG 会合は通常年 1 回開催されており、今回の会合は、2025 年4月 14 日~17 日の4日間の日程で、スイス・ジュネーブの ITU 本部にて、リモート参加とのハイブリッド形式で開催された。出席者は、36の主管庁、10の認定された運営機関、8 の科学・産業組織、その他の国際機関及び ITU 事務局等からの約 230 名であり、日本からは、総務省、NTTドコモ、KDDI、スカパーJSAT、日本放送協会、電波産業会、YRP 研究開発推進協会等から 14 名が参加した(RAG/47)。

本会合の結論の要約(Summary of Conclusions)は、回章 CA/277¹として発行された。

【本会合の主な審議結果】

- 理事会関連事項(衛星網ファイリングのコストリカバリ、2024~2025 年予算及び 2026~2027 年予算案、6 つの公用語の対等な使用、リモート参加、戦略及び財務計画に関する理事会ワーキンググループ(CWG-SFP)、財務及び人的資源に関する理事会ワーキンググループ(CWG-FHR))について、報告及び質疑応答が行われた。このうち、CWG-SFPについては、戦略及び財務計画に ITU-R の問題意識を反映すべく、コレスポネンス・グループ(CG)を RAG 内に設置することに合意し、CG への委任事項(ToR:Terms of Reference)が作成された。CG 議長には El Hadjar Abdulrahman 氏(カメルーン)が任命された。(CA/277 Annex 1)
- RA-23 の決定の履行について、SG に委譲された SG 副議長の指名が完了したことが BR から報告され、その過程で引き起こされた困難を考慮すると RA にて指名を行なえたはずであるとの見解で一致した。また、ITU-R 決議第 1(RA、SG、RAG 等の作業方法)改正に伴い更新された BR 局長が発行する作業方法に関するガイドラインは、2024 年に開催された RAG 第 31 回会合において改訂内容の精査が必要とコメントされていたが、本 RAG 会合への関連寄与文書がなかったことから改訂されなかった。しかしながら、その内容については引き続き精査が必要であるとされ、同ガイドラインの利用は、各国主管庁が同案に関する寄与文書を次回の RAG 会合に提出し、それらが審議されるまで保留とすることとなった。
- RA-23 の付随措置として、RAG 第 31 回会合で設置された第二回 WRC 準備会合(CPM: Conference Preparatory Meeting)の見直しと改善を検討する CG について、ITU-R 決議第 2(CPM)の改正もスコープに入れることに合意し、ToR が修正された。CG 議長は、引き続き Fahad Alghamdi 氏(サウジアラビア)が務める。(CA/277 Annex 2)
- RA-23 及び WRC-23 の決定事項(ITU-R 及び WRC 決議)の実施に関する進捗報告書を BR 局長が作成することとなった。
- RA-27 及び WRC-27 の準備の一環で開催される ITU 地域間ワークショップの名称(新名称「地域間情報セッション」)及び形式を変更し、技術面に焦点を当て、WRC-27 の準備の進捗状況や問題点に関して、各議題の責任グループである作業部会(WP: Working Party)の議長からの報告が行われることとなった。また、RA 準備セッションの導入、WRC 議題 9.2 で提起される問題を RRB や SG による活動で解決できないものに限定すること、第二回 CPM に BR 局長報告の一

¹ <https://www.itu.int/md/R00-CA-CIR-0277/en> 回章には、会合の結論の要約に加えて、Annex1 として「ITU戦略計画2028~2031年に関するRAG CGのToR」、Annex2として「CPMプロセス改善に関するCGのToR」、Annex3として「地上及び衛星の無線通信問題に関する新たなITU-T作業項目及び定義の作成に関するRTSAGへのリエゾン返信文書」が含まれている。

部についても可能な限り提出すること等についても合意した。

- SG 活動に関し、WP 会合の議題と議長報告は、可能な限り書式と内容を統一することや、ITU-R 勧告の承認手続きにおいて特に勧告の承認に異議がある場合の対応について、ITU-R 決議第 1 の改正が必要であることが認識された。
- ITU-R SG の体制と作業方法の見直しに関し、本 RAG 会合で CG を設立することに積極派(サウジアラビアやロシア等)と慎重派(米国やイラン等)で意見が対立し、まず SG から現状の作業スコープに対する課題、重複、改善の機会について意見を聴取し、次回 RAG 会合で CG 設置の案も含めて議論することとなった。
- セクター間活動に関し、セクター間調整グループ(ISCG)、電気通信標準化アドバイザーグループ(TSAG)及び ITU-T SG から多くのリエゾン文書が提出され、ITU-T による ITU-R の所掌範囲への介入とそれに伴う両セクターの作業重複について、ITU-R として重大な懸念を示すとともに、適正な措置を講じるよう要請する返信リエゾン文書を送付することとなった。(CA/277 Annex 3)
- WRC 決議第 55(WRC-23、改)に基づく衛星通信網ファイリングの電子申請、公表等のための e-Submission 及び e-Communications システムの改善に関する日本及びフランスの提案に対し、各国主管庁からはこれまでの BR による活動や日本からの支援を評価すると共に、これらの提案に含まれる改善の方向性について支持が示された。議長は BR がこれらの提案を考慮し、システム改善のプロセスを更に進めるよう要請した。
- 次回 RAG-33 の開催日程は、2026 年 3 月 30 日~4 月 2 日が予定されている。

1 開会

ITU 事務総局長 Doreen Bogdan-Martin 氏は、2025 年は、ITU 設立 160 周年、国連創設 80 周年、世界情報社会サミット 20 周年という重要な節目の年であり、今後の課題として、デジタル開発の加速や多言語アクセスの改善、AI 活用による効率化、セクター間の連携強化があり、WRC など ITU における様々な取り組みを通じて、すべての人々にコネクティビティの恩恵を届けることが重要であることを強調した。また、かつて人類にとって憧れの象徴であった宇宙が、現在では地球上で毎日利用されるサービスに欠かせない重要な存在になっていることから、WRC-27 では宇宙に重点が置かれるものの、宇宙と地上技術との相互補完関係の重要性を強調した。

電気通信開発局(BDT)局長 Cosmas Zavazava 氏は、電気通信開発と無線通信分野の相乗効果の重要性を強調した上で、周波数管理における国際協力は、グローバルな接続性を向上させ、イノベーションを促進するために不可欠であり、BDT の取り組みは、デジタル社会の発展と持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた重要な基盤となっていると述べた。

BR 局長 Mario Maniewicz 氏は、2025 年は無線通信規則委員会(RRB)の設置 30 周年でもあり、11 月には記念すべき 100 回目の会合が開催されること、2024 年版無線通信規則(Radio Regulations:RR)の発行や地上・宇宙ソフトウェアツールの更新など、WRC-23 の決定事項の迅速な実施を確実にするための ITU-R の取り組みについて強調した。さらに、ITU-R は、無線周波数と軌道資源の効率的かつ公平な利用を確保しつつ、イノベーションを促進する規制枠組みを開発し、BR は、キャパシティビルディングやデータ検索のための新しいセルフサービス・ツールなど増大する需要に対応し、国際社会のニーズに応えるため、引き続き加盟国を支援していくことを強調した。

2 議題の承認

関係文書:ADM/2(Rev.2)

イランから、BR の宇宙業務部(Space Services Department)の一部再編を個別の議題項目として追加して審議すべきとの意見が出され、同項目を追加の上、議題が承認された。

3 BR 局長から RAG-32 への報告

関係文書:RAG/30、Corr.1、Add. 1、Add.2

BR 局長から RAG-32 への局長報告(RAG/30, Corr.1、Add. 1、Add.2)は、従来どおり BR から RAG に提出している報告であり、各項目はそれぞれ担当者が説明すると紹介された。

4 理事会関連事項

関係文書:RAG/24(CWG-SFP)、30(§ 2.1~2.5)、(Add.2)、33(ISCG) 、38(CWG-FHR)

RAG-32 への報告(RAG/30)に記載された無線通信部門に係る理事会関連事項について、BR からの説明と質疑応答が行われた。主要な議論は以下の各項目のとおりである。

4.1 衛星網ファイリングのコストリカバリ

RAG-32 への報告に示された衛星網ファイリングのコストリカバリ関連事項(RAG/30 (§ 2.1))について以下の説明があった。

BR から、理事会決定 482(衛星網ファイリングのコストリカバリの実施)改訂を審議するための専門家グループ(EG)は RAG-31 開催以降、3 回にわたる会合を経て ToR に示された 10 項目全ての審議を終了し、以下が合意されたことが報告された。

- 非静止衛星(NGSO)の規模を考慮する旨の改訂を実施する。
- より多くのデータとテストが利用可能となった時点で ESIM(Earth stations in motion)に関連する問題を見直すための条項を追加する。
- 宇宙ソフトウェアの近代化については理事会決定 482 の改訂を行わず、WRC-23 の決定を実装するための予算は、一般予算ではなく新たな予算項目を設けることを理事会へ提案する。

この報告に対し、イランは、EG 参加者は多数の衛星を打ち上げている衛星事業者の参加者が支配的であったことについて懸念を示すとともに、EG に提出された工数の見積もりに間接的な工数が含まれていなかったと指摘した。米国は、本件で用いられた方法論は、NGSO に関する急速な技術進化のスピードに追い付いていない可能性があるほか、インフレ等の経済情勢を考慮しておらず、変化する状況を正確に費用に反映させるメカニズムの検討が重要であると指摘した。一方でロシアは、元々ペーパー衛星対策として始められたものであることを指摘するとともに、ITU における全活動経費は加盟国からの拠出金で賄われるべきものであり、ITU の商業化に懸念を示した上で、本件を単なる予算不均衡の原因として捉えるのではなく、膨大な数の NGSO の存在という環境変化を踏まえた上で、費用回収上の障壁をどのように取り除くかという視点から議論すべきであると指摘した。フランスから BR に対し、本 EG の結果はコスト構造を十分かつ正確に反映し、効果的なコストリカバリを保証するものかと質問したところ、BR から、本 EG での合意を受け、財務上のインパクトに加え、分担金単価の引き上げについてもあわせて検討することが、今後 BR に課せられた課題であると返答された。また、カナダから、分担金について提案を行ったが、時間の制約により充分議論できなかったとの発言があった。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- EG において、ToR に示された 10 項目のうち 7 項目について、理事会決定 482 改訂を勧告したことに留意し、これらがコストリカバリの改善に貢献することを期待する。
- BR は RAG-33 において、2025 年理事会の審議結果と、理事会決定 482 の実施状況を報告する。

4.2 BRの2024～2025年予算及び2026～2027年予算案

BR の 2024～2025 年予算及び 2026～2027 年予算案(RAG/30(§ 2.2))に関し、RRB、RAG、SG 会合、セミナー及びワークショップ、BR 等の項目毎にまとめた表が示された。

BR は、本報告にある予算関連の図表は随時更新されているとして、更新版のプレゼン資料²を基に説明を行い、本 RAG 会合では、現時点の予算状況ではなく、一般原則に焦点を当て今後の財政的な課題を検討する必要があることを確認した。

ロシアから、2026～2027 年の予算案について 2024 年を基準に計上していることの妥当性についての疑問と、そのため人件費が大幅な予算減となっているなど、BR の人材不足及び財源不足が共に深刻な状況となっており、その影響として衛星網ファイリング処理の大幅な遅延などへの懸念が示された。フランスからは、費用が低く抑えられている理由は、WRC-23 で改正された RR が適用されるまでの間に衛星網ファイリングの処理を止めていたからかとの質問があった。これらの質問に対し BR は、BR 職員の定年退職による欠員が多く人件費が低く抑えられていた一方で、ソフトウェア開発などの増分もあったことや、費用への影響は軽微であると回答した。さらにフランスから、BR の処理によるバックログ増大は衛星を活用した事業の展開に影響するとの懸念が、イランから、職員の空席状態が長期間続いたことに対して BR が果たすべき機能への影響についての懸念がそれぞれ表明された。これらの意見に対し、BR 局長及び RAG 議長共に各国の懸念を共有するとし、2025 年 6 月開催の理事会に向け対応策を検討するとした。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- ・ 2026-2027 年の 2 年間の BR における人件費の予算削減案に懸念を示し、ITU が直面するであろう財政難を理解しつつも、事務局がその任務を遂行するために必要な資源を維持する必要性を強調した。
- ・ BR 局長に対し、RAG-32 の結論について 2025 年理事会に報告するよう要請した。

4.3 ITUの6つの公用語の対等な使用

RAG-32 への報告に示された全権委員会議(PP:Plenipotentiary Conference)決議第 154 (ITU の 6 つの公用語の対等な使用)の実施のための言語に関する理事会作業部会の作業概要(RAG/30(§ 2.3))が紹介された。付録として提供された翻訳の状況(RAG/30 (Add.2))にあるとおり、BR のウェブページでは自動翻訳の利用が拡大していることが報告された。

ロシア及びイランは、各セクターの諮問グループをはじめとする ITU ウェブサイトにおける 3 セクターのフォーマット統一化を進めるべきであると述べた。BR は、誰にとっても使いやすいウェブサイトを目指し改善のためのあらゆる努力を続けていくことを強調した。また、ロシアが、SG において 6 つの公用語通訳はデフォルトで提供されるべきであると述べたところ、イランは、コスト削減の観点からもデフォルトではなく要請があったときにのみ通訳を提供するべきと反論し、妥協案(以下参照)に合意した。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- ・ 通訳付きの会議では、リクエストに応じてではなくデフォルトで BR が 6 カ国語の通訳を提供することが提案されたが、必要に応じて理事会での更なる検討が必要である。
- ・ 現在進行中の新たな ITU ウェブサイト・プロジェクトについて、3 セクターと事務局内の調和と調整の重要性を認識した。

² <https://www.itu.int/rag/documents/other-documents/> からアクセス可

4.4 リモート参加

RAG-32 への報告に示されたリモート参加(RAG/30 (§ 2.4))及びセクター間調整グループ(ISCG)による「完全バーチャル及びリモート参加を含めた対面会議に関するガイドライン草案」に関するリエゾン文書(RAG/33)が紹介された。リエゾン文書で言及されたガイドライン草案(CWG-FHR-20/3(Rev.2)³)は、PP 決議第 167(リモート参加)を踏まえ CWG-FHR で作成、承認されたものであり、2025 年 6 月開催の理事会に提出される予定である。

カナダは、リモート参加者がオフライン協議を含めた全会議に参加できるよう、適切な設備が整った会場を優先的に確保することの重要性を指摘した。ロシアも、ビザ取得や入国制限などで現地参加が困難な場合があることを考慮すると、対面参加者とリモート参加者を分けて扱うことは不適切で、リモート参加者の意見も平等に扱うべきだと主張した。米国及びイランは、当該ガイドライン案は PP 決議第 167 に基づいており、リモート参加者の権利に関して抜本的に変更するためには、PP での同決議改正を経る必要があると述べた。これらの意見に対し、議長は、SG 間、セクター間、事務局との連携を強化することが重要であり、各国から寄せられた意見を今後の会議開催に当たり参考にすると述べた。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- ・ 対面及びリモート参加者の権利は、PP によって見直し・決定されることを認識した。
- ・ ITU における完全バーチャル会議及びリモート参加を含めた対面会議のガイドラインの調和の重要性を認識し、2025年理事会に提出されるガイドライン案を検討するよう、各国主管庁に促した。

4.5 戦略及び財務計画に関する理事会ワーキンググループ

RAG-32 への報告に示された戦略及び財務計画に関する理事会ワーキンググループ(CWG-SFP)による、2026 年 PP に向けた戦略及び財務計画の草案作成に係る現状(RAG/30 (§ 2.5))及び CWG-SFP によるリエゾン文書(RAG/24)が紹介された。

イラン、中国、ロシア、カメルーンは、同計画に ITU-R の問題意識を反映すべく、CG を設置して議論すべきだと主張した。一方、米国は、他部門での類似プロセスが複雑化し実効性を欠いた例を挙げ、同グループの設置には慎重な立場を示し、既存の CWG を活用すべきだと主張した。これに対し、議長及び BR 局長は、前研究会期では、戦略計画をレビューするグループを設置し、ITU-R が直面する課題や優先事項を同計画に反映することができた事例に言及し、今回も同様に CG を設置して作業を進める方向で議論が進められた。

CG の ToR を作成するグループ議長に El Hadjar Abdulrahman 氏(カメルーン)が任命され、前研究会期で設置された同様のグループを参考に、以下の ToR が作成され、これに合意した。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- ・ 2028～2031 年 ITU 戦略計画に関する CG の設立及びその ToR を承認した。

【CA/277 Annex1:2028～2031 年 ITU 戦略計画に関する CG の ToR】

- ・ ITU-R の任務に関連する事項について、過去の戦略及び財政計画の実施状況を評価する。
- ・ ITU 基本文書に含まれる原則に基づき、加盟国及び BR からの寄与文書を考慮し、2028 年から 2031 年までの新たな戦略及び財政計画案に対する RAG の寄与文書案を作成する。
- ・ CG は RAG-32 後に作業を開始し、最大 2 回のバーチャル会議を開催する。2025 年 9 月開催の CWG-SFP 会合の出力文書を審議した上で、2026 年 1 月又は 2 月開催の CWG-SFP 会合前に開催される RAG 特別会合で CG の審議結果を議論・最終化することを目指す。
- ・ CG 議長は El Hadjar Abdouramane 氏 (カメルーン)が務める。

³ <https://www.itu.int/md/S25-CWGFHR20-C-0003/en>

4.6 財務及び人的資源に関する理事会ワーキンググループ

財務及び人的資源に関する理事会ワーキンググループ(CWG-FHR)によるリエゾン文書(RAG/38)が紹介された。加盟国とセクターメンバー(アソシエイト、アカデミアを含む)とセクターメンバーシップの関与と収益を強化する方法について協議し、その結果を2025年末までにCWG-FHRに報告するように求める内容であり、了知された⁴。

5 RA-23 の決定事項の実施

関連文書: RAG/30 (§ 3.1)、35(CITEL)、36(RAG CG-CPM 議長)、42(カナダ)

5.1 RA-23の決定事項の実施

BR がまとめた RA-23 の決定の実施(RAG/30 (§ 3.1))が紹介され、RA からSG副議長の指名権限がSGに委譲された後、全SG及びCCVでの役職者任命が完了したこと、ITU-R 決議第2(CPM)改正に向けたCGの設立等について報告があった。この報告を受け、主に以下について議論された。

- SG副議長に関する任命手続き等に関する課題: ATDI から、一部のSGでは副議長の人数が非常に多く(20名以上の場合がある)、中には会議に全く出席しない副議長もいることから、各SGにおいて副議長の役割を定義すべきとの発言があったが、イランからPP決議第208(役職者任命)でカバーされているとの指摘があった。また、イランやロシアから、RAが政治的な背景から副議長の指名権限をSGに委譲するなどRAが解決すべき問題をそのままSGに移行したことへの懸念が示された。これらの意見を踏まえ、議長は、現行プロセスの問題点を次回のRAに報告し、改善案を提示する必要性を強調した。
- ITU-R 決議の実施状況とフォローアップ: ロシアは各SGによるITU-R 決議への対応状況を確認・報告するプロセスが必要であると述べ、イランは、ITU-R 決議の実施状況について、報告が必要かどうかは決議自体に明記されているべきであり、明記されていない場合は報告の必要はないものの、その実施において課題が生じた場合や明確化が必要な場合には、RAに報告するべきだと述べた。これに対して、SG5議長は、SG5では、各決議に対応している研究の進捗状況を確認・報告させることを複数の副議長の任務として明確に定めている、との対応策を紹介した。
- ITU-R 決議第1(RA、SG、RAG等の作業方法)改正に伴い更新された関連ガイドライン⁵: ロシアが同ガイドラインに関する情報不足を指摘し、イランは、現時点で十分な寄与文書がないため、本ガイドラインの適用を一時的に保留すべきと述べた。
- 上記の2件については、これらの意見を踏まえ、議長は、ITU-R 決議の実施状況の確認やガイドラインの適用に関する課題をRAG-33で議論するため、各国主管庁に対し寄与文書の提出を奨励するとともに、BRに対し、ITU-R 決議に関するウェブサイト上での情報更新を強化し、SGによる進捗状況を明確にするよう要請した。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- RA-23 から委任されたすべてのSG、CCV及びRAGの副議長が確定した。
- RA-23 がSG副議長の指名に係る権限をSGに委ねることで深刻な困難を生じさせたことを考えると、RAにて指名を行なえたはずであると認識した。
- SG副議長の低い出席率について疑問が呈されたことを踏まえ、PP決議第208に従い、これをBR局長がRAに報告することを確認した。
- BR局長に対し、ITU-R 決議の実施に関する進捗報告書の提出を要請した。
- 現在のガイドライン案の利用は、各国主管庁が同案に関する寄与文書を提出し、RAGでそれらを審議するまで保留とする。

⁴ 本トピックに関しては質疑応答がなく、結論の要約にもその旨記載された。

⁵ <https://www.itu.int/oth/ROA01000004>(無線通信総会、SG及び関連グループの作業方法に関するガイドライン 2024年版)

5.2 RA-23の結果に付随する措置(CPMプロセスの改善についての検討)

前回の RAG 会合で設置された WRC 準備会合(CPM)プロセス改善に関する RAG CG の活動報告(RAG/36)が紹介された。本報告には、CG 活動中に提出された CEPT 及びケニアからの寄与文書が本文に、CG 報告最終化直前に入力された SG4 議長及びサウジアラビアからの寄与文書が Annex として含まれており、同文書に基づき CG 議長からこれまでの審議状況が報告された。CEPT、ケニア及びサウジアラビアからは、CPM の課題として、CPM 報告の分量(WRC-23 の CPM 報告は約 1,100 ページ)と複雑さ、第二回 CPM の非効率性、中立性の欠如、スケジュールと研究の完了時期の制約、デジタルツールの活用の必要性等が指摘され、SG4 議長からは、第二回 CPM の効率化策として、インフォメーションセッションや地域間セミナーと組み合わせ効率的な議論を促進することや、CPM 報告を管理チームが主導し SG 及び WP 議長と連携して作成するなどが提案された。

さらに、CITEL から、CPM プロセスの効率性と透明性を向上させることを目的とし、進捗報告やモニタリングの定期実施や各 WRC 議題の記載フォーマットの標準化等を含めた ITU-R 決議第 2 の改正提案(RAG/35)、カナダから、同 CITEL 提案を踏まえ、CG でも ITU-R 決議第 2 の改正を幅広く審議できるように ToR を改訂した上で CG 活動を継続する提案(RAG/42)があった。

これらの提案を踏まえ、CG の継続と ITU-R 決議第 2 の改正もスコープに入れた ToR の見直しが必要であるとの認識が共有され、オフライン協議の結果、以下のとおり、CG の ToR が改訂された。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- RAG CG-CPM の改訂 ToR を承認し、RAG CG-CPM、CITEL 及びカナダからの寄与文書を、今後も継続して審議することに合意した。

【CA/277 Annex2:2028～2031 年 ITU 戦略計画に関する CG の改訂 ToR】

- CPM 報告作成の手続き上の改善を含め、第二回 CPM のプロセスと目的を改善することを念頭に、CPM プロセスの見直し作業を継続し、ITU-R 決議第 2 をどのように改正すべきかを検討する。
- CG は本 RAG-32 後に作業を継続し、主にメール審議を通じて RAG-33 までに包括的な報告書を提出することを目指す。
- CG 議長は引き続き Fahad Alghamdi 氏(サウジアラビア)が務め、RAG-33 の開催日の 45 日前までに報告を提出する。

6 WRC-23の決定事項の実施

関連文書:RAG/30 (§ 3.2)

RAG-32 への報告に示された WRC-23 の決定事項の実施(RAG/30 (§3.2))について紹介があり、WRC-23 の決定事項を実施するために 12.6 百万スイスフランの予算が必要であり、2024 年の理事会では、1.4 百万スイスフランが割り当てられ、UAE から 1.9 百万スイスフランが提供されたこと、地上業務では RR 第5条及び脚注(周波数分配表)改正に伴うデータベースの更新、宇宙及び地上業務間で共用される周波数帯域の見直し、HAPS に関する新たな技術条件や電力束密度(PFD)の導入等が行われ、宇宙業務では BRSIS の v10 フォーマットが 2025 年初頭にリリースされた旨等の報告があった。

この報告を受け、イラン及びロシアは、WRC での未解決・未決定事項への対応が重要であり、次回 RAG 会合でこれら事項の進捗状況を確認する議題を設けるべきと提案した。議長は、SG や関連グループに適切なガイダンスを提供する方針を示した。韓国は、プレナリ会合の議事録に掲載された WRC-23 における意思決定を包括的に記録した回章(CR/504⁷)は重要文書であると指摘し、イランは、現

⁶ カナダは、これまでのCGにおいて、ITU-R決議第2の具体的な改正案に関する寄与文書がどの主管庁からも提出されなかった理由として、同CGの既存ToRでは、同決議改正について議論する範囲が限定されているからと主張し、ToRの改訂に当たって明記することを提案した。

⁷ <https://www.itu.int/md/R00-CR-CIR-0504/en>

在、WRC-27 に向けた議題の研究が進められている中、入力パラメータや前提条件等の検討に当たり、本回章で指摘されている点が一切考慮されていないことへの懸念を示した。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- SG に対し、回章 CR/504 に従って適切な研究を行うよう要請した。
- WRC-23 で決定した入力パラメータや前提条件等の検討に当たり、従うべき行動方針が定められていることから、共用・両立性検討に携わる WP に対し、同決定の遵守を要請した。
- BR 局長に対し、WRC 決議の実施に関する進捗報告書の提出を要請した。

7 RA-27 及び WRC-27 に向けた準備

関連文書:RAG/30 (§4)

RAG-32 への報告に示された RA/WRC-27 の準備(RAG/30 (§4))について紹介があった。開催地については中国とルワンダが候補に挙がっており、理事会で最終決定が行われること、CPM ステアリングコミッティ(過去 2 回開催)では、一部 WP の要請を受け、共用検討の基準や方法論の提出期限を当初設定されていた 2024 年 12 月 31 日から延長し 2025 年 7 月 1 日までとすること、第一回地域間ワークショップを 2025 年 12 月 3 日～5 日にジュネーブで開催し、進捗状況の確認や地域共同提案の議論が行われる予定であること、WRC-27 に向けた CPI ソフトウェアが 2025 年 1 月末に公開され、加盟国の提案文書作成を効率化するために役立てられることが報告された。この報告を受け、主に以下の議論が行われた。

- 地域間ワークショップの名称・形式変更:イラン及びロシアは、地域間ワークショップの名称を「地域間情報セッション」に変更し、各地域機関による既知の情報の繰り返し発表を避け、各議題の責任を担う WP 議長らが進捗や課題を提示する場とし、議題数を限定し詳細な議論が可能な時間配分を確保するべきと主張した。
- 地域間ワークショップの RA 準備セッション導入:ロシア及び CPM 議長は、特に研究会期後半に開催されるワークショップで RA 準備に焦点を当てたセッションを導入すべきと主張した。
- WRC 議題の絞り込みと文書の簡略化:イラン及び CPM 議長は、CPM 報告や WRC 議題 9.2 (RR 適用上の矛盾及び困難に応じた措置に関する検討)関連文書について、重要事項に絞り込んだ簡略化が必要であると述べた。また、CPM 議長は、前述のとおり共用検討の基準や方法論の提出期限は 2025 年 7 月 1 日に延長されたが、WP は必要な情報が揃い次第、すぐに作業を開始すべきであると述べた上で、CPM 報告は最終解決策ではなく、研究活動の進捗を反映するものであるとの見解を示した。
- WRC の意思決定プロセス:イランは、WRC-23では、各地域機関を代表した少数の加盟国によって最終的な意思決定が行われたことがあったが、このような意思決定手順は不適切であり、透明性を高めるべきだと指摘した。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

WRC-27 に向けた準備に関して BR 局長に対し、以下の事項の考慮及び実施を助言した。

- ITU 地域間ワークショップの名称を「Inter-regional information sessions on WRC-27 Preparation(WRC-27 準備に関する地域間情報セッション)」に変更する。
- 同セッションの形式を変更し、限定した技術・運営事項に焦点を当てるとともに、WP 議長に対し、WRC-27 の準備作業の進捗状況や問題点について報告するよう要請した。
- RA 準備に関するセッションを研究会期の終盤に 1 回開催することを検討する。
- WRC 議題 9.2 下で提起される問題を、RRB で解決できないもの、又は SG で検討されなかったものに限定する。
- WRC-27 への BR 局長報告について、可能な範囲でその一部を第二回 CPM に提出する。

8 研究委員会(SG)の活動

関連文書:RAG/30(§5)、(Add.1)、43(サウジアラビア)、44(エジプト)

8.1 研究委員会部門(SGD)部長からのSG活動に関する報告

SGD 部長から、RAG-32 への報告 RAG/30(§5)に基づき、前回 RAG 会合以降の SG 活動について報告され、主に以下の点について議論された。

表 1:SG 活動に関する議論

トピック	議論の概要
SG 及び WP の報告書の統一と効率化	<ul style="list-style-type: none"> イランは、WP5D における取組を参考に、WP の下部組織であるワーキンググループやサブワーキンググループが会議終了時に WP への簡潔な報告書を作成し、課題、問題点、次のステップを明確にすることを提案した。また、WP の審議で使われる議題や報告書の形式の統一の必要性を指摘した。 これに対し、SGD 部長は本件の重要性を認識し、現在、各 SG・WP 報告書の形式の統一に向けた取り組みを進めていると回答し、議長は、SG 及び WP の効率的な運営を目指す意向を示した。
議長職の公平性と多様性	<ul style="list-style-type: none"> イランは、特定国やセクターメンバーが複数の議長職を占有することを批判し、開発途上国やなど多くの主管庁への機会提供を促進すべきと主張した。特に、世代交代を意識し、議長職を公平に分配することが重要であると強調した。
勧告承認手続きの問題	<ul style="list-style-type: none"> ロシアは、WP での勧告承認時に異議が出された場合⁸、具体的な修正提案がないまま当該文書が棚上げされる問題を指摘した。このような状況を防ぐため、ITU-R 決議第 1 の手続きを明確化し、次回 RAG 会合で議論するべきだと提案した。 これに対し SGD 部長は、勧告承認手続きに関する改善が必要であれば、RAG で議論を開始し、必要に応じて RA で ITU-R 決議第 1 の改正を検討するべきだとの見解を示し、BR は、本件に関するこれまでの経験等を提供する準備があると回答した。
SG の活動範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ロシアは、各 SG の ToR が広範すぎて解釈に幅があるため、活動範囲を調整し、重要事項に集中する SG 間のバランスを取るべきと述べた。
国際海事機関 (IMO) 及び国際民間航空機関 (ICAO) との協力	<ul style="list-style-type: none"> サウジアラビアは、前回 RAG 会合で議論された IMO 及び ICAO との協力について進展がないことに懸念を示し、前回 RAG 会合では、BR に対し、これら 2 機関との連携を強化する方策 (SG5 におけるハンドブックの作成等) を検討するよう要請されていると指摘した。 これに対し、本件を担当する SG5 議長は、サウジアラビアに対し、次回の WP5B に出席して情報提供することを推奨した。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

BR 局長に対し、以下に示す事項の実施を助言するとともに、ITU メンバーに対し、寄与文書(特に ITU-R 決議第 1-9 改正)の提出を奨励した。

- SG 及びその下部組織の会議運営に関連する一般規則の抜粋(発言者の扱い等)を各議長に提供する。
- WP の下部グループの各議長は、WP 最終会合にグループの活動報告を書面で提出する。
- WP の議題と議長報告は、可能な限り ITU-R の全 WP で書式と内容を統一する。
- 役職者の地域バランスの推進や後継者育成を円滑に進めるため、候補者がいない場合を除き、WP 及びその下部グループにおいて、一地域から複数の議長が選出される状況を避け、必要に応じて共同議長の概念を用いる。
- 主管庁の声明は、編集されたり議論されたりしてはならない。
- 勧告の承認手続きについては、特に承認に異議が出された場合のことが強調され、これに対処するには ITU-R 決議第 1-9 改正が必要となる可能性がある。
- ICAO 及び IMO との更なる協力を推進するための様々な方法・手段の検討を継続する。

⁸ ITU-R 決議第 1-9 A.2.6.2.2.1.「新勧告又は勧告改訂の採択に関する主な要素」において、異議が解決できない場合には、a) RA 開催前に SG 会合が予定されている場合、SG 議長は WP 又は TG に文書を差し戻す、b) RA 開催前に SG 会合が予定されていない場合、SG 議長は本決議の関連規定が適用されたことを確認した後、本文書を RA に送付する、と規定されている。

8.2 各SG議長からの報告

各SG議長から、それぞれのSGの活動報告を示した付録(RAG/30 (Add.1))等を基に紹介され、主に以下の点について議論された⁹。

- SG1(Wael Sayed 議長(エジプト))
 - イランから、WRC-27 議題 1.5(固定衛星業務及び移動衛星業務における非静止衛星地球局の無許可運用の制限)に関する SG1 における検討について、無許可運用は、WRC 決議第 18(免許船舶及び航空機の位置の特定と公表)や WRC 決議第 22(地球局からの不正なアップリンク送信制限)等に関連し、SG1 とは何ら関係がないとの指摘があった。これに対し、SG1 議長は、本件は WP1B が責任グループであった WRC-19 議題 9.1.7(アップリンク送信の実施を認可済端末に制限するための追加手法の必要性及び領土内の無認可地球局端末の管理のための手法の研究)の審議を受けて WRC 決議第 22 が策定された経緯と関連していると回答した。
- SG3(Clare Allen 議長(英国))
 - イランから、P シリーズ勧告は、世界で最も多くダウンロードされている ITU-R 勧告であり、本 SG の重要性に人々の関心を集めるために、ITU 内外の関係者・機関と SG3 の連携を強化し、SG3 活動に貢献するよう奨励する提案があった。これに対し、RAG 議長は、イランの発言に賛同した上で、各国主管庁に対し、より積極的な SG3 への参加や専門家や科学者の派遣を要請し、BR 局長に対し、指示された事項に関する回章を送付する助言を行いたいと回答した。
- SG4(Victor Strelets 議長(ロシア))
 - イランから、SG4 の中でも特に WP4A には非常に多くの WRC-27 議題が割り当てられており、SG4 に課せられた過度な負担を問題視する意見が出された。これに対し、CPM プロセス改善に関する CG 議長が、SG 4 議長に対して、検討状況やその対策について CG に入力することを呼びかけた。また SG 4 議長から、衛星通信及びその技術に関するセミナーを開催し、産業界からの情報を集約してハンドブックの作成にも役立てることを考えているとの説明があり、RAG 議長は、SG4 が WRC-27 のために取り組んでいる膨大な作業の完了には一定のリスクがあることを認識すると述べた上で、SG4 が「衛星通信ハンドブック」の策定を開始したことに謝意が述べられた。
- SG5(Kyujin Wee 議長(韓国))
 - イランから、他の SG と比べて SG4 と SG5 は非常に多くの議題を担当しているが、ITU-R は全 SG の活動や無線通信業務に関し完全に中立な立場であるべきとの意見が出された。また、2025 年 6 月に開催予定の WP5D 会合と理事会の予定が重複している点について懸念が示され、重要な会合の同時期開催を極力避ける最大限の努力を払うことが要請された。
- SG6(Paolo Lazzarini 暫定議長(バチカン))
 - ATDI から、SG6 ブロック会合のサブワーキンググループの議題を、ITU ウェブサイトで事務文書(ADM)として公表するよう要請があったが、SG6 議長は、本件については過去に何度も検討しており、BR と話し合ったが、現時点では運用上柔軟性を維持するために ADM として文書化することが見送られている、と回答した。
- SG7(Markus Dreis 議長(欧州気象衛星機関)):特に質疑なし。
- CCV(El Hadjar Abdouramane 議長(カメルーン))
 - ATDI から、セクター間 CG のウェブページの改善の必要性、ITU-R 勧告案の多くが CCV 及び CCT に送付されることで公表プロセスが遅延することへの懸念、ITU-R と ITU-T 間の用語不統一(例:5G と IMT など)の問題点が指摘された。

⁹結論の要約には、各議長への謝意とともに、報告を了知する旨が記載された。

8.3 SG体制及び作業方法の見直し

サウジアラビアから、現在の ITU-R SG の体制と作業方法の見直しに関する寄与文書(RAG/43)が紹介された。地上系、非地上系技術の発展を踏まえ、RAG が現在の ITU-R SG の体制と作業方法の包括的な見直しを検討する提案であり、具体的には、研究所掌の重複又は新たなギャップの領域を特定し、タスクグループ(TG)又は CG 設立の実現可能性を評価することを求めた。

本件については、本 RAG 会合で CG やラポータグループ(RG)を設置することに積極的なサウジアラビア、ロシア、エジプトと、慎重な(まずは SG や WP から問題点を聴取すべき)米国、イラン、南アフリカ、ブラジル、英国、カナダとで意見が対立した。

■積極派の主な意見:

- 2023、2024 年の RAG 会合、そして今回会合における SG 議長からの報告において、ITU の取り組みが、技術開発の進化に追いついていないとの指摘があったことに留意すべき。重要なのは、体制改革の問題をどこで議論するかであり、ITU-R 決議改正は RA のみが行うことができるため、まず RAG でこの問題の議論を開始し、コンセンサスが得られれば RA で審議することができる。さらに、SG 議長の報告で、SG の作業量の不均衡が成果物の質にも大きく関係することを問題視する意見が出された。これは SG 体制や作業方法に起因する現実的な問題であり、改善する必要がある。(ロシア)
- 前回の RA では、ITU-R 決議第 1 が改正されたが、SG の構成や作業方法の効率化が必要である。全加盟国が公平かつ効率的に参加できるよう配慮し、各 SG の権限を考慮した交流や議論を活性化し、柔軟性と安定性の双方のバランスを取りつつ、新技術の課題に焦点を当てることが重要。(SG1 議長(エジプト))

■慎重派の主な意見:

- まずは、RAG が SG や WP に対し、作業の重複や改善点について情報提供を求め、次回の RAG に提出することが重要。(米国、イラン、ブラジル)
- SG 体制の見直しについては、実際の研究を行っている技術専門家からのボトムアップによる提案を重視すべきであり、RAG からのトップダウンの再編成には慎重になるべきである。本議論の最も効率的な進め方は、新たなグループの設置ではなく、RAG が SG や WP に対し、潜在的な効率化の機会を検討させ、次回の RAG 会合に報告するよう要請すること。(米国)
- SG 体制の再編成ではなく、研究の最適化、円滑化、効率化に焦点を当てるべき。(イラン)
- 作業方法(ITU-R 決議第 1)と体制(ITU-R 決議第 4)を同時に見直すことの有効性が疑わしい。また、作業方法については RA-23 で見直したばかりであり、その効果も見極めるべき。(カナダ)
- 体制上の問題を理解することなく、単に ITU-R 決議の改正を急ぐべきではない。まずは、現在の SG 体制が、産業界のニーズに応えられているか、実際に存在する非効率性を理解することから始めるべき。(南アフリカ)
- SG の再編は大きな挑戦であり、全体的な体制改革ではなく、以前議論したもののコンセンサスが得られなかった SG6 の WP や、WP5D と 5A の統合案について再検討するなど、スコープを限定して再考することが一案。(英国)
- SG 体制改善のための様々な議論を歓迎するが、ITU-R 決議第 1 及び ITU-R 決議第 4 に同時に取り組むのは非常に重い任務となる。(カナダ)

これらの意見を踏まえ、CG 設立を含め今回 RAG 会合で決定するワンステップ・アプローチを取るか、まず SG から意見を聴取し、次回 RAG 会合で決定する二段階アプローチを取るべきかについて判断するためのオフライン協議が行われたが、今回会合での CG 設置にコンセンサスが得られず、二段階アプローチを取ることとなった。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- BR 局長に対し、各 SG の現在の作業範囲における課題を特定し報告することを SG に要請するよう、助言する。
- 加盟国・セクターメンバーに対し、本件に関する寄与文書を SG に提出することを奨励し、BR はそれらを取りまとめた報告書を RAG-33 に提出する。
- RAG-33 では、本件に特化した議論の時間を設け、そこでの結論に基づき、CG を設置し、ToR を策定するかについて決定する。

8.4 ジュネーブ以外での会議開催手続き

エジプトからジュネーブ以外での会議開催手続きの改善に関する提案(RAG/44)が提出された。具体的な改善策として、招待状の早期(会議開催 1 年前)送付及びその手続・責任の明確化、幅広い参加を確保するためのビザ取得支援や財政的リソースの確保、会議開催前の加盟国間で文書による協議が提案された。本提案に対し、多くの国が支持を表明し、ITU 本部の立て替えプロジェクトともあいまって、ジュネーブ外での会議開催が増えることが予想される中、本件に関する手続きが確立されるべきだと述べた。SGD 部長は、ITU 全体で統一的な手続きを策定する議論が理事会で進行中であり、次回の理事会で新たなガイダンスが発表される予定であると説明した。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- BR 局長に対し、ジュネーブ以外での会議開催に関する統一手続きが必要であるとの認識を理事会と共有するために、今回の議論内容を理事会に報告するよう要請した。
- 今後 ITU-R 会合を招致する各国主管庁に対し、会合開催の招待状をできるだけ早期に BR に送付するよう奨励した。

9 セクター間活動

関連文書: RAG/17 (SG 11)、18 (ISCG)、19 (SG3)、20 (TSAG) 21 (TSAG) 22 (TSAG) 23 (TSAG)、25 (WP5D)、26 (SG4)、27 (WP6A)、28 (CCT)、29 (CCT)、31 (TSAG)、32 (SG2)、34 (ISCG)、39 (ISCG)、46 (SG15)

出力文書: TEMP/6 (Rev.1) (TSAG 及び ISCG に対するリエゾン文書返信案)

9.1 セクター間調整グループ (ISCG) に関する報告

ISCG からは計 3 件の文書が提出された。まず、2024 年 5 月に開催された ISCG 会合の報告 (RAG/39) が紹介され、了知された。

WTSA 準備に関する電気通信標準化諮問グループ (TSAG) ラポーターグループが作成した ITU の全決議の分析報告に関するリエゾン文書 (RAG/18) については、ITU-T 及び ITU-D においてはそれぞれの諮問グループの下、ITU 全決議の重複を解消し内容の整理を進めるグループが設立されており、RAG においても同様の作業を実施することを奨励しつつ、その際に参照すべき情報を提供する内容であった。この提案に対し、米国及びイランは、決議の変更や統一は各セクターの総会 (RA、WTSA、WTDC) で議論されるべきであり、RAG が直接介入するのは不適切であると主張し、ロシアとイランも、PP で統一的な決議を採択し、他のセクターの決議を廃止するべきだと述べた。

ISCG の ToR 改訂に関するリエゾン文書 (RAG/34) については、本 ToR は、各セクターの諮問グループで承認される必要があり、ISCG がオープンなグループとして機能し、セクター間の調整を進める役割を担うことが説明されている。ロシアは、ToR 改訂案を早期に承認し、ISCG が具体的な提案を行い、セクター間の調整を進める役割を果たすべきだと述べた。

ISCG の役割について、韓国は、ITU-R と ITU-T の間での研究作業の重複を回避するため、ISCG が調整役を果たすべきだと述べた。これに対し、ISCG 議長は、セクター間の調整は各セクターや加盟国からの寄与に基づいて行われると説明し、2025 年 5 月 28 日開催の ISCG 会議で本件を議題に含めることを提案し、RAG 議長も加盟国及びセクター代表者からの寄与文書提出と会合への参加を奨

励した。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- ・ RAG 及び各国主管庁に対し、決議の簡素化に関連する寄与文書を提出することを 奨励した。
- ・ 各国主管庁及び ISCG に対し、異なるセクター間の作業の重複を避けるための支援を継続するよう求め、ISCG に具体的な提案を提示する必要性を強調した。

9.2 TSAGからのリエゾン文書に基づく検討

TSAG から、以下の 5 件のリエゾン文書が審議された。議論の概要は以下のとおりである。

表 2:TSAG からのリエゾン文書の概要及び議論等

リエゾン文書	議論と審議結果
TSB 局における業界エンゲージメントに関する活動の報告に関する文書(RAG/20)	2024 年に開催された業界エンゲージメントに関するワークショップの成果が説明され、了知された。
ISCG に対するリエゾン文書が RAG に情報として送付されたものであり、全 ITU 決議をストリームライン化するための効果的なメカニズムを検討するよう ISCG に要請するために、ITU-T において承認された「WTSA 決議の準備ガイドライン」を周知する文書(RAG/21)	この 2 件のリエゾン文書は ITU-T による ITU-R への介入とそれに伴う両セクターの作業重複について、多くの加盟国から懸念の声が多数上がり、大きな議論となった(以下参照)。
ITU-T のすべての SG に対するリエゾン文書が RAG に情報として送付されたものであり、ITU-R の所掌に関連する事項について、ITU-T での研究を開始する前の調整を要請する文書(RAG/22)	
CWG-SFP に対し、戦略計画への提案を盛り込んだリエゾン文書(RAG/23)	戦略計画と運営計画の連携の必要性や「成果(output)」の概念を戦略計画に含める提案等を了知。
CWG-SFP に対し、WTSA-24 の重要決定事項を連絡するリエゾン文書(RAG/31)	前出のリエゾン文書(RAG/23)の追加事項として、WTSA-24 で採択された ITU-T 新決議第 108(ITU-T の戦略計画)の重要性等が示され、了知された。

このうち、RAG/21 と 22 について、米国、ロシア、ドイツ、韓国、イランは、ITU-T と ITU-R の方針の不一致(例えば、無人航空機(UAV)は基本的に軍事利用である点が指摘されたほか、本件については ITU-R では 2031 年まで一切の審議が停止されているものの、ITU-T(SG2)では様々な審議や決定がなされている)、ITU-T による ITU-R の所掌範囲への介入とそれに伴う両セクターの作業重複(例えば、ITU-T の一部の SG は IMT 関連や周波数管理等を扱っている)について強い懸念が示され、ITU-T に対し不介入を強く要請すべきとの意見が出された。

これに対し、ITU-R SG5 カウンセラーは、昨今、ITU-T から、Air to ground、UAV、IMT など、様々な無線関連のリエゾン文書を受領している状況を説明し、ITU-T との間で ITU-R の任務内の研究が実施されているかどうかを確認するための連携関係が築かれていること、作業の重複の可能性については、ITU-T 内部で対処すると確約されていることを説明した。その上で、同カウンセラーは、審議のベースとなる寄与文書を提出するのはあくまで加盟国であり、SG や WP 議長は審議の可否を検討するゲートキーパー的役割を果たせる、と強調した。

これらのリエゾン文書への返信については、個々の文書に対する返信ではなく、TSAG(ITU-T SG2、3、CCT には情報として参考送付)に対する一括の返信として、「地上及び衛星の無線通信問題に関する新たな ITU-T 作業項目及び定義の作成に関するリエゾン返信文書」が作成された(詳細は 9.4 参照)。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- ・ ITU-T において、所掌外である無線通信に関する研究が増加していることを確認した。
- ・ RAG は、各セクターの任務を考慮し、ITU-R と ITU-T の間の作業の重複を避けるため、TSB 局長と調整するよう BR 局長に助言した。RAG 議長は、本件を TSAG 議長に報告し、第 33 回 RAG 会合で報告することに合意した。
- ・ RAG は、RAG から TSAG へ、本文書 Annex 3 に示されるリエゾン返信文書(※9.4 参照)を送付することに合意した。

9.3 ITU-T SGからのリエゾン文書に基づく検討

ITU-T の SG からの 4 件のリエゾン文書が紹介されたされ、これらについても、前述の TSAG からのリエゾン文書同様、ITU-T による ITU-R の所掌範囲への介入とそれに伴う両セクターの作業重複について大きな議論となった。議論の概要を以下にまとめる。

表 3:ITU-T SG からのリエゾン文書の概要及び議論等

リエゾン文書	議論と審議結果
SG11:新技術報告 TR.SP-UAV(IMT-2020 networks and beyond)を使用する UAV と UAV コントローラ間の信号要件とプロトコル)についてコメントを求める文書(RAG/17)	ITU-T SG からのリエゾン文書についても大きな議論となったが、特に NGSO 衛星に関する文書 (RAG/19)に対して、ITU-R への介入であるとの懸念が多く出された。(以下参照)
SG2:UAV の定義のコメントを求める文書(RAG/32)	
SG3:NGSO 衛星による高速・低遅延インターネットサービスの導入促進に関し、新勧告策定への協力を要請する文書(RAG/19)	
SG15:地上及び無線通信ネットワーク/システムに関する ITU-R との協力の重要性に関する TSAG(TSAG-LS52)からのリエゾン文書に対する ITU-T SG15 の返信(RAG/46))	ITU-T SG15 からのリエゾン返信文書として、「ITU-R の活動範囲に影響を及ぼす可能性のある問題に関して、ITU-R セクターとの協力と協調の重要性を認識し、必要な行動を実施する」旨が示され、了知された。

ITU-T SG からのリエゾン文書に関して、イラン、ロシア、米国は、UAV による周波数利用や定義、地上及び衛星の無線通信分野は、ITU-T の所掌外であると指摘する一方、カメルーンは、途上国は、NGSO を通じたインターネット・サービス・プロバイダーに対する新しいガイドラインや勧告が策定されることを望んでおり、各セクターがその所掌内で、それぞれの専門性の範囲で取り組むことを強く支持すると述べた。ITU-T SG3 議長は、SG3 では、周波数は研究対象外であり、電気通信規制の問題に焦点が当てられていること、WTSA-24 において SG3 に対し国際的なインターネットの光ファイバーケーブルと衛星の相互接続についての研究が要請されており、衛星も所掌内であるとの認識を示した。これらの議論を踏まえ、議長は、TSAG 議長と協力して議論するための会合をもち、その結果を追って報告すると述べた。個々のリエゾン文書に対する返信ではなく、TSAG (ITU-T SG2、3、CCT には情報として参考送付)に対する一括の返信として、「地上及び衛星の無線通信問題に関する新たな ITU-T 作業項目及び定義の作成に関するリエゾン返信文書」が作成された(詳細は 9.4 参照)。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- UAV に関するリエゾン文書(RAG/17 及び 32)に関し、UAV の定義が RR で定められた定義と合致していないことを指摘した。
- TSAG に対するリエゾン返信文書には、ITU-R 及び ITU-T の所管に関する一般的な議論も考慮すべきであると指摘した。
- NGSO 衛星に関するリエゾン文書(RAG/19)に関して、ITU 条約第 11 条 155 (ITU-R の SG)の規定「一般的に経済的な問題を扱ってはならないが、技術的または運用上の代替案を比較する場合は、考慮することができる」を再確認した。

9.4 TSAG及びITU-T SGに対するリエゾン返信案の検討

前述の TSAG 及び ITU-T SG からのリエゾン文書に対する返信案が、米国が主導するオフライン協議で作成され、以下の内容とすることに合意した。

CA/277 Annex3:TSAG(ITU-T SG2、SG3 及び CCT へのコピー)に対する地上及び衛星の無線通信問題に関する新たな ITU-T 作業項目及び定義の作成に関するリエゾン返信文書

- RAG は、TSAG 及び ITU-T SG が周波数と軌道資源以外の電気通信標準化に関する任務内にとどまり、ITU-R セクターの無線通信に関する技術的及び規制的事項に関する作業と重複する可能性を回避するための更なる措置を講じるよう要請する。
- RAG は、ITU-R との重複を避けるため、ITU-T セクターの任務の範囲内でより正確な表現を使用することを推奨する。特に新用語「UAV telecom service」の提案に関して、RR の定義と重複・矛盾している事実について注意喚起する。
- ITU-T SG/WP は、RAG に直接リエゾン文書を送付して問題提起する前に、ITU-R との潜在的な重複又は協力分野を模索・検討するために、まず適切な ITU-R SG/WP にリエゾン文書を送付すべきである。さらに、RAG は、TSAG が ITU-T SG に対し、ITU-R SG から新たな作業項目や定義の最終承認前に回答を求める場合は、十分な時間を確保するよう助言することを要請する。

9.5 ITU-R WP/SG/CCTからのリエゾン文書に基づく検討

ITU-R の SG、WP、CCT から、5 件のリエゾン文書が審議された。これらに関する審議結果は以下のとおりである。

表 4:ITU-R WP/SG/CCT からのリエゾン文書の概要及び議論等

リエゾン文書	議論と審議結果
SG4(RAG/19 の文書に関する SG3 へのリエゾン文書(RAG/26))	前出(表 3)の NGSO 衛星による高速・低遅延インターネットサービスの導入の促進に関する ITU-T SG3 からのリエゾン文書(RAG/19)を ITU-R SG4 で検討した結果、RAG からのガイダンスを期待する旨を連絡する内容であり、ノートされた。同リエゾン文書に関する議論は9.3参照。
WP5D(CCT へのIMTの命名法に関するリエゾン文書(RAG/25))	ロシアは、WP5DからのIMTの命名法に関する指摘(ITU-R決議第56(IMT命名法)にあるとおり、無線インターフェースに関する用語の命名規則を定めており、CCT に対し、IMT に関しては、「xG」ではなく、「IMT-x」という用法に従うよう奨励)は重要であり、ITU-Rとしても、各SGで成果文書を確認し、必要に応じて更新していくべきであると述べ、了知された。
CCT(前出 RAG/25 に対する WP5D への返信リエゾン文書(RAG/28))	
CCT(前出 RAG/25 を ITU の各諮問グループに対して関連 SG、WP に要請するよう依頼(RAG/29))	
WP6A(ITU-T SG5 への返答リエゾン文書(RAG/27))	電波防護に関する ITU セクター間の協力の重要性を示す文書であり、了知された。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- ITU-T の活動との調整に関連する ITU-R グループからのリエゾン文書を了知した。
- ITU-R 決議第 56 に従って IMT の用語を使用する必要性を確認し、SG が一貫して適用することを奨励した。

10 ITU-R 宇宙業務部の再編

本件は、当初の議題案 (ADM/1R1) になかったが、議題の承認の段階でイランの提案により追加された (本報告書第 2 章参照)。イランは、宇宙業務部 (Space Services Department:SSD) の再編に関して透明性が欠如していると指摘した。特に、新しい課の名称に用いられている「宇宙戦略」や「持続可能性」といった用語の定義が不明確で誤解を招く可能性があり、戦略は BR の所掌ではなく主管庁が決めるべきだと述べた。これに対し、SSD 部長の Vallet 氏から、以下のような体制が紹介された。

■これまでの3部門体制:

- 宇宙公表及び登録課(Space Publication and Registration Division:SPR)
- 宇宙システム調整課(Systems Coordination Division:SSC)
- 宇宙通告・プラン課(Space Notification and Plans Division:SNP)

■新たな体制:

- 1.プランバンドの対応部署(ファイリングから通告まで)
- 2.調整が必要な衛星の対応部署(RR 第9条セクション2、ファイリングから通告まで)
- 3.調整対象外の衛星(RR 第9条セクション1)及び地球局や電波天文業務の対応部署(ファイリングから通告まで)
- 4.国際周波数登録原簿(MIFR)の保守、通告後の手続、干渉報告、コストリカバリ、宇宙持続可能性イニシアチブを担当する部署

さらに、これらは、BRの業務効率の向上と加盟国をサポートする業務の強化を目的として再編されたものであり人事等が最終化され次第、詳細が回章やウェブサイトを通じて加盟国に共有される予定であるとの説明があった。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- BR 局長に対し、透明性を確保するために、SSD の再編成、SSD 内の新たな責任分担、再編成の目的及び必要性を記した回章を発行するよう助言した。

11 2026～2029 年 ITU-R 運営計画案

関連文書:RAG/30 (§ 6)

BR 局長が、2026 年～2029 年の ITU-R 運営計画案及び 2024 年の活動報告(RAG/30 (§ 6)、37)について紹介した。多くの国から、運営計画に関する文書を RAG-32 で十分に確認することは困難であるとの指摘があった。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- RAG-33 でこの問題をさらに議論する必要性及び 2026 年～2029 年の ITU-R 運営計画を見直すために半日のセッションを設ける可能性を検討した。

12 BR 情報システム／ソフトウェア開発状況の報告

関連文書:RAG/30 (§ 7.1～7.6)、40(日本)、45(フランス)

12.1 各種ツールの無料提供について

RAG-32 への報告に示された BR 情報システム／ソフトウェア開発状況の報告(RAG/30 (§ 7))が紹介された。ATDI が、HAPS の通告実績について質問したところ、BR は現時点で通告は無いが、WRC-19 及び 23 で採択された決議に基づき、将来の通告に対応できるよう準備を整えておく必要があると回答した。また、BR からは、地上業務データベースの近代化に伴い、BR IFIC(地上業務)をオンライン化し、加盟国及び一部のセクターメンバーに無料でアクセス可能にし、変換ツールを提供したこと、さらにはこれらについては回章(CR/516¹⁰)で詳細を通知したことが報告され、了知された。

¹⁰ <https://www.itu.int/md/R00-CR-CIR-0516/en>

12.2 WRC決議第55(WRC-23、改)の実施に関する日本の寄与文書の検討

日本から、WRC 決議第 55(WRC-23、改)に基づく衛星通信網ファイリングの電子申請、公表等のための e-Submission 及び e-Communications システムの改善を提案(RAG/40)した。フランスからは、日本提案を概ね支持した上で e-Communications システムの利用義務付け¹¹等の提案(RAG/45)が提出された。各国から日本及びフランス提案に対する評価と全体的な支持が得られた中で、以下の意見が寄せられた。

日本が提案する e-Communications の衛星事業者への開放について、フランスは衛星事業者とのデータ共有は各国の許可を得た場合にのみ限定すべきと述べ、エジプトも、事業者がアクセスできる情報はあくまで各主管庁が制御・管理できることが必須であると述べた上で、BR がこのようなシステム変更を実施する際には事前テストを行うべきと主張した。これらの議論を踏まえ、議長は、e-Communications や e-Submission の利用を奨励するが、これを唯一の通信手段とすることは避けるべきであるとの考えを示しつつ、BR に対して日本及びフランス提案を考慮し、システム改善を引き続き進めるよう要請した。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- RAG は、WRC 決議第 55 の実施に向けた日本の継続的な支援に感謝の意を表した。
- RAG は BR に対し、BR の財政的な制約の範囲内で、日本及びフランスからの提案で示された開発を進めるよう助言した。
- RAG は BR 局長に対し、各国主管庁が実行可能な範囲で、またその限界と利用可能なリソースの範囲内で、e-Communications や e-Submission のプラットフォームを利用することを奨励するよう助言した。

13 アウトリーチ

関連文書: RAG/30 (§ 8.1~8.6)、 (§8.7)、 (Cor.1)、 41(インド)

RAG-32 への報告に示された BR のアウトリーチ活動及び地域セミナーの進捗状況(RAG/30 (§ 8.1~8.6)、 (Cor.1))について紹介があった。ロシアは、ITU と他のセクター(特に事務総局)による活動の重複に懸念を示し、2025 年 1 月に開始された新たな取り組み「Space Connect¹²」が、RAG-32 への報告でほとんど言及されていない点について指摘した。これに対し、SSD 部長は、同取り組みは、PP 決議第 218(Space 2030)及び 219(宇宙の持続可能性)に基づき、ITU 全体での技術スキル向上とキャパシティビルディングを目的とするものであると説明し、了知された。なお、「Space Connect」で扱われた内容について、イランから、NGSO システムに係る規則の緩和など本来 WRC で扱われるべきものが公然と論じられていたことに関し、RR に沿ったものであるべきとの発言があった。

インドからの、BR が新たにサブリージョナルな無線通信セミナーを2年又は4年ごとに開催する提案(RAG/41)について、米国は、セミナーの拡大や新たなセミナーの追加は予算的制約を考慮すべきであると述べ、イランは、地域ごとに異なるニーズがあるため、地域単位でのアプローチが有効であるが、サブリージョナルの意味やコストについては検討が必要と述べた。BR からは、地域セミナーは地域名を冠しているが、具体的な内容については地域機関や主催国と調整して地域ごとに個別に決定していると説明された。

RAG-32 への報告に示された WRC-27 に向けた「NOW4WRC27」メンタリングプログラム(RAG/30 (§ 8.7))について紹介があり、了知された。

RAG-32 の結論の要約に記載された主な内容は以下のとおり。

- 加盟国からの追加セミナーの要請を了知し、BR に対し、財政的制約を考慮した上で、適宜、ITU ツール、通知、記録、調整の手順、周波数管理全般に焦点を当てた追加的な地域的/準地

¹¹ フランスは当初、e-Communicationsの利用義務付けで提案(RAG/45)していたが、RAGでの審議後、オンライン参加者から「フランスはファックスの利用を停止しており、e-Communicationsの利用を他主管庁にも奨励するが、この利用を義務付けるものではない」と提案内容の修正が行われた。

¹² 衛星技術や宇宙の安全性等宇宙分野に関する専門家のプレゼンテーションやパネルディスカッション等が行われる。<https://www.itu.int/space-connect/>

- 域的活動及びセミナーを実施するよう奨励した。
- ・ 事務総局の取り組み「Space Connect」に関し、ITU-R の所管との重複に関する加盟国の懸念に留意した。

14 次回 RAG 会合の日程

RAG-33 の開催日程として 2026 年 3 月 30 日～4 月 2 日が予定されていることが周知された。

15 閉会

ITU 事務総局次長 Tomas Lamanuskas 氏は、出席者の専門知識と本会合に対する積極的な貢献を称え、WRC や RA に向けた着実な準備、SG 改善に関する議論、戦略計画に関する CG の設立、ITU の限られた予算の課題に関する議論の進展等を評価した。また、ソフトウェアツールの更改にあたっては日本によるこれまでの貢献と支援に対する謝辞を述べた上で、今後は更に変革的 (Transformative) アプローチで情報システムの更改に臨んでいく必要性があると強調した。

表 5:入力文書一覧

文書番号	提出元	表題	
17	ITU-T SG 11	Liaison statement from ITU-T SG 11 on initiation of draft new Technical Report TR.SP-UAV "Signalling requirements and protocols between unmanned aerial vehicles and unmanned aerial vehicle controllers using IMT-2020 networks and beyond"	ITU-T SG 11 から、新しい技術報告書 TR.SP-UAV " IMT-2020 ネットワークとそれ以降を使用した無人航空機と無人航空機制御装置間の信号要件とプロトコル" の草案開始に関するリエゾン文書
18	ISCG	Liaison Statement from ISCG on Draft analysis of operational parts of PP/Council/WRRAG/RA/WTSA/WTDC	ISCG から、PP/Council/WRRAG/RA/WTSA/WTDC の運用部分の分析草案に関するリエゾン文書
19	ITU-T SG3	Liaison Statement from ITU-T SG3 on creation of new work item on economic and policy aspects of the provision of high-speed internet connectivity by retail satellite operators.	リテール衛星事業者による高速インターネット接続提供の経済的及び政策的側面に関する新しい作業項目の創設に関する ITU-T SG3 からのリエゾン文書
20	ITU-T TSAG	Liaison Statement from ITU-T TSAG on TSAG activities on industry engagement	業界エンゲージメントに関する TSAG 活動に関する ITU-T TSAG からのリエゾン文書
21	ITU-T TSAG	Liaison Statement from ITU-T TSAG on A-Series Supplement 7 "WTSA preparation guideline on Resolutions"	A シリーズサプリメント 7 "決議に関する WTSA 準備ガイドライン"に関する ITU-T TSAG からのリエゾン文書
22	ITU-T TSAG	Liaison Statement from ITU-T TSAG on cooperation and coordination with ITU-R SGs	ITU-R SG との協力・調整に関する ITU-T TSAG からのリエゾン文書
23	TSAG	Liaison Statement from ITU-T TSAG on the Initial Submission of TSAG to the Council Working Group on Strategic and Financial Planning	戦略・財政計画に関する理事会作業部会への TSAG の初回提出に関する ITU-T TSAG からのリエゾン文書
24	CWG-SFP	Liaison Statement from CWG-SFP on Creation of the Council Working Group for Strategic and Financial Plans 2028-2031	戦略・財政計画 2028-2031 に関する理事会作業部会の創設に関する CWG-SFP からのリエゾン文書
25	ITU-R WP 5D	Liaison Statement from ITU-R WP 5D to Coordination Committee for Terminology on terms and definitions related to IMT-2020 (5G) technology	IMT-2020 (5G)技術に関連する用語及び定義に関する WP5D から CCT へのリエゾン文書
26	ITU-R SG4	Reply Liaison Statement from ITU-R SG4 to ITU-T SG3 on creation of new work item on economic and policy aspects of the provision of high-speed Internet connectivity by retail satellite operators	リテール衛星事業者による高速インターネット接続の提供に関する経済的及び政策的側面に関する新作業項目の創設に関する ITU-R SG4 から ITU-T SG3 へのリエゾン文書
27	ITU-R WP 6A	Reply Liaison Statement from ITU-R WP 6A to ITU-T SG5 on collaboration on Matters related to EMF	ITU-R WP6A から ITU-T SG5 への EMF 関連事項の協力に関するリエゾン文書
28	CCT	Reply Liaison Statement from CCT to ITU-R WP 5D on Terms and definitions related to IMT-2020 (5G) technology	CCT から ITU-R WP5D への IMT-2020(5G)技術に関連する用語及び定義に関するリエゾン文書
29	CCT	Liaison Statement from CCT to RAG, TSAG and TDAG - Naming for International Mobile Telecommunications (IMT)	CCT から RAG、TSAG、TDAG への IMT 名称に関するリエゾン文書
30 (R1)	Director, BR	Report to the thirty-second meeting of the Radiocommunication Advisory Group	RAG-32 への報告
31	ITU-T TSAG	Liaison Statement from ITU-T TSAG to CWG-SFP on the Second Submission of TSAG to the Council Working Group for strategic and financial plans 2028-2031	2028-2031 年戦略・財政計画に関する理事会ワーキンググループへの TSAG の第二回提出に関する ITU-T TSAG から CWG-SFP へのリエゾン文書
32	ITU-T SG2	Liaison Statement on the UAV definitions (reply to TSAG-LS52)	UAV の定義に関するリエゾン文書(TSAG-LS52 への返信)
33	ISCG	Liaison Statement from Inter-Sector Coordination Group (ISCG) on Draft guidelines on the management of fully virtual and physical meetings with remote participation	完全バーチャル及びリモート参加を伴う対面会議の管理に関するガイドライン案に関する ISCG からのリエゾン文書
34	ISCG	Liaison Statement from Inter-Sector Coordination Group (ISCG) on ISCG Terms of Reference	ISCG の ToR に関するセクター間調整グループ (ISCG)からのリエゾン文書
35	CITEL	Modification of Resolution ITU-R 2-9	ITU-R 決議第 2-9 の改正
36	Chair, RAG CG-CPM	Report to the 32nd RAG Meeting of the RAG Correspondence Group on Improving the Conference Preparatory Meeting Process	CPM プロセスの改善に関する RAG コレスポネンス・グループの第 32 回 RAG 会合への報告

文書番号	提出元	表題	
37	Director, BR	ITU-R Draft operational Plan for 2026-2029 and 2024 performance report	2026-2029 年の ITU-R 事業計画案及び 2024 年の実績報告
38	Chair, CWG-FHR	Liaison Statement from the Council Working Group on Financial and Human Resources to Sector Advisory Groups and the Inter-Sector Coordination Group - Strengthening sector membership engagement and revenues	財政及び人的資源に関する理事会作業部会からセクター諮問グループ及びセクター間調整グループへのリエゾン文書 - セクターメンバーの関与と収益の強化
39	ISCG	Progress Report	進捗報告
40	Japan	Further Development under Resolution 55 (REV.WRC-23) - Electronic submission and publication of satellite network filings	WRC 決議第 55 に基づく更なる開発- 衛星ネットワーク出願の電子提出と公表
41	India	Proposal inviting the ITU Radiocommunication Bureau to organize sub-regional radiocommunication seminars	BR 局に対するサブ地域無線通信セミナーの開催要請
42	Canada	Proposals relating to continuation of the RAG Correspondence Group on improving the Conference Preparatory Meeting process	CPM プロセスの改善に関する RAG コレスポネンス・グループの継続に関する提案
43	Saudi Arabia	A comprehensive review of the current ITU-R SGs structure and working methods	現在の ITU-R SG の構成と作業方法の包括的な見直し
44	Egypt	Procedures for hosting ITU-R meetings outside Geneva	ジュネーブ以外で ITU-R 会合を開催するための手続き
45	France	Further Development under Resolution 55 (REV.WRC-23) - Electronic submission and publication of satellite network filings	WRC 決議第 55 に基づく更なる開発- 衛星ネットワーク出願の電子提出と公表
46	ITU-T SG15	Liaison Statement from ITU-T SG15 on cooperation and coordination with ITU-R SGs (reply to TSAG-LS52)	ITU-R SG との協力・調整に関する ITU-T SG15 からのリエゾン文書(TSAG-LS52 への返信)
47	Director, BR	Final List of Participants - 32nd Meeting of the RAG (14-17 April 2025)	RAG-32 出席者リスト

表 6:出力文書一覧

文書番号	表題	
TEMP/5 R1	Draft Summary of Conclusions	RAG-32 の結論の要約(案)
TEMP/6 R1	Draft Reply Liaison Statement to TSAG and ISCG (copy to ITU-T SG3) on the creation of new ITU-T work items and definitions on Terrestrial and Satellite Radiocommunications issues	地上及び衛星の無線通信問題に関する新たな ITU-T 作業項目及び定義の作成に関する TSAG 及び ISCG への返信リエゾン文書案(ITU-T SG2、SG3、CCT へのコピー)

16 表一覧

表 1:SG 活動に関する議論.....	9
表 2:TSAG からのリエゾン文書の概要及び議論等.....	13
表 3:ITU-T SG からのリエゾン文書の概要及び議論等.....	14
表 4:ITU-R WP/SG/CCT からのリエゾン文書の概要及び議論等.....	15
表 5:入力文書一覧.....	19
表 6:出力文書一覧.....	20